

## 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

令和5年11月27日森第806号

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、島根県における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本的な方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和3年4月6日付け農林水産省告示第508号）に即するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（江の川下流森林計画区、斐伊川森林計画区、隠岐森林計画区、高津川森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

### 1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書等に基づき、平成20年から平成24年までの第一約束期間及び平成25年から令和2年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度総排出量比46パーセントとし、さらに、50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、このうち、平成25年度総排出量比2.7パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和12年度における2.7パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間に於いて、全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県では、森林資源が成熟しつつあることから、産業振興と環境保全を両立させる「循環型林業」の実現に向けて「伐って・使って・植えて・育てる」施策を実施している。こうした施策の効果で、製材工場の規模の拡大や高品質化、製材品の県外出荷のほか、合板工場での国産材利用の推進、温浴施設等でのバイオマスボイラー導入や木質バイオマス発電所が県内2箇所稼働するなど、木材を使っていく体制が構築され、その需要に向けて供給していくため、主伐材や間伐材の搬出が必要となってきた。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和3年度から令和12年度までの10年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、49,000ヘクタール（年平均4,900ヘクタール）とする。また、主伐後の確実な再生

林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

## 3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

### ① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認した上で記載すること。

### ② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

### ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標の達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

### ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、市町村以外の者による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

## 4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

### (1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あつせんその他の援助を行うものとする。

### (2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成、当該林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

## 5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、人工林面積に占める 50 年生を超えるものの割合は、令和 3 年度末時点では 48 パーセントであったが、令和 12 年には 60 パーセント以上に達すると見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で将来にわたり本県の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再造林による伐採跡地の適切な更新が不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再造林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

こうした中、本県では再造林を中心に必要となる特に優良な種苗の確保のためには、農林水産大臣が指定した、特定母樹により構成された採種園及び採穂園（以下、「採種

園等」という。)の造成並びに既存の採種園等の母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務である。

本県における将来の人工造林面積は、地域森林計画等における造林計画面積や本県の人工林の齢級構成を踏まえると、年間約 1,018 ヘクタールと見込まれる。本県においては、隣接する県も含めた広域における将来の人工造林に必要となる種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、多雪地域における雪害抵抗性を有する種苗等地域の事情に応じた種苗を除き、増殖した特定母樹(以下「増殖特定母樹」という。)から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、県立緑化センター及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された採種園等を平成 28 年度から整備し、令和 12 年度までに、スギ 1,108 本、ヒノキ 3,506 本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注) 必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たりスギミニチュア採種園で種穂を採取する場合は 23.6 本、スギ採種園の場合 9.4 本、ヒノキミニチュア採種園の場合 30.2 本、ヒノキ採種園の場合 10.2 本を目安とする。

## 6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

### (1) 種穂の生産に関する事項

本県においては、県立緑化センターに県営の採種園等を既に整備しており、そこに植栽された母樹から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者に配布してきたところである。特定母樹の増殖については、県立緑化センターが整備する採種園等において令和 12 年度までにスギ 1,108 本、ヒノキ 3,506 本の特定母樹を増殖し、採取する種穂は、県内のみならず隣接する県などの広域的な種苗の流通の状況を勘案して、苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。なお、認定特定増殖事業者の取組状況によっては、必要な特定母樹の本数を確保するため、県立緑化センターで増殖する特定母樹の本数を見直すものとする。また、県立緑化センターは、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、林木の育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、雪害に抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹の苗木等の種穂の生産についても推進する。

### (2) 苗木の生産に関する事項

本県には、令和 3 年度末時点で 34 者の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約 1,000 千本生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、令和 12 年度までにスギ 356 千本、ヒノキ

448千本の特定苗木を供給することを目標とし、県、市町村、認定特定増殖事業者、島根県林業種苗協同組合、森林組合等の種苗関係者間において、隣接する県などを含む広域的な種苗の需給見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有、生産に必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業者に対する特定苗木の利用の促進に努める。

また、花粉発生源対策を推進する観点から、本県においては、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗の種穂から生産される苗木の生産については、令和12年度までに75千本の苗木供給を目標とする。加えて、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、雪害に抵抗性の特性を有する種苗等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈の省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を令和6年度末までに概ね500千本まで拡大させる。

なお、人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

## 7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

### (1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに採種園造成の場合9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)選定するものとする。なお、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者や県立緑化センターで増殖するが、その時期には適期があることから、必要な配布本数や配布時期について、認定特定増殖事業者等は特定母樹所有者と事前によく調整を行うものとする。

### (2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

#### ① 挿し木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを植栽し、数年間育成した後、2月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採取し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗として育成するものとする。

#### ② 接ぎ木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖(接ぎ木・挿し

木) したものを植栽し、数年間育成した後、2月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

### (3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。

また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

#### ① スギミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.2~2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は35グラム/年が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業道を設置。
- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、まず9種類がすべてそろった状態の採種園の設計を行う。そして、2種類以上の特定母樹が確保できた時点から採種園の造成を開始し、追加指定された特定母樹を順次採種園に植栽していく(以下「順次植栽式採種園」という)ことで整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を1.6m以上(同一クローンは5m以上)、樹高は、原則1.2mとし、1ブロック当たり36本(特定母樹が2種類の場合)の3ブロックを順次造成する。

#### ② スギ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は75グラム/年(2回目間伐後)が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業道を設置。

- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合「順次植栽式採種園」で整備する。
  - ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を1.6m以上（同一クローンは5m以上）、樹高は、原則1.2mとし、1ブロック当たり36本（特定母樹が2種類の場合）の3ブロックを順次造成する。
- ③ ヒノキミニチュア採種園
- ・ 9種類以上の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽。
  - ・ 母樹の植栽間隔は1.8～2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木1本当たりの採種量は15グラム/年が目安）。
  - ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業道を設置。
- ④ ヒノキ採種園
- ・ 9種類以上の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽すること。
  - ・ 母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木1本当たりの採種量は100グラム/年（2回目間伐後）が目安）。
  - ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業道を設置。

#### （4）増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、隣接する県などの広域的な種苗の流通状況を勘案しつつ、苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町村、島根県林業種苗協同組合、森林組合等の関係者と協議会を設置すること等により十分情報の共有を図った上で決めることとする。

#### （5）特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

① スギミニチュア採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等 9 種類以上(「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×5本、特定母樹が2種類の場合は合計10本。特定母樹を購入することができ次第1種類当たり5本を購入)各5本、計45本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕)
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取(各種類50本)、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)苗として450本養苗(得苗率5割目標)
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽(植栽本数216本(72本×3ブロック)(2種類場合は、植栽本数24本(8本×3ブロック)、施肥)
5	育成
6	着花促進(ジベレリン処理)、育成
7	採種、種子配布
8	苗畑に播種(苗木生産まで行う場合)
9	育成
10	苗木配布

注1：3ブロック分

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理を含む。

② スギ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等 9 種類以上(「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×10本、特定母樹が2種類の場合は合計20本。特定母樹を購入することができ次第1種類当たり10本を購入)各10本、計90本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕)
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取(各種類100本)、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)苗として900本養苗(得苗率5割を目標)
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽(植栽本数432本)(2種類場合は、植栽本数72本)、施肥
～	育成
9	1回目間伐(「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし)、育成
10	育成
11	2回目間伐(「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし)、育成
12	育成
13	着花促進(ジベレリン処理)、育成

14	採種、種子配布
15	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
16	育成
17	苗木配布

注1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

### ③ ヒノキミニチュア採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類以上各5本、計45本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取（各種類50本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として450本養苗（得苗率5割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数216本（72本×3ブロック））（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数24本（8本×3ブロック）、施肥
5	育成
6	着花促進（ジベレリン処理）、育成
7	採種、種子配布
8	苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
9	育成
10	苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

### ④ ヒノキ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類以上各10本、計90本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり8本の穂木を採取（各種類80本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として720本養苗（得苗率5割を目標）
4	育成
5	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数324本）、施肥
～	育成
12	1回目間伐、育成
13	育成

14	2回目間伐、育成
15	育成
16	着花促進（ジベレリン処理）、育成
17	採種、種子配布
18	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
～	育成
21	苗木配布

注1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

## 8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

### （1）特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるとともに、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：島根県農林水産部林業課森林組合・担い手育成グループ

### （2）認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。

## 9 その他（様式例）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおりとする。

(別記様式 1)

## 特定間伐等促進計画

島根県〇〇市(町村)  
※複数市町村による連名可  
令和〇年〇月

### 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、49,000ha(年平均4,900ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で〇〇〇〇ha(年平均〇〇〇ha)の間伐を行うことを、本〇〇市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

### 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

### 3 特定間伐の実実施計画

#### (1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況			間伐の内容			対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	間伐の方法	間伐立木材積				間伐率(材積率)

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

※ 事業主体ごとに集計する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小分班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

※事業主体ごとに集計する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容			対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小分班	都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小分班		開設延長	幅員				

※ 事業主体ごとに集計する。

(5) その他の施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1/25000 地勢図相当の図面又は 1/5000 森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小分班名を表示

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

#### 6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成と木材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

#### 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

(別記様式2)

特定増殖事業計画

令和 ○年 ○月 ○日

氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、特定母樹の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の特定母樹により構成された採種園における整備の規模は、スギ1,108本、ヒノキ3,506本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計○○本のスギ採種園及び特定母樹合計○○本のスギ採種園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 繁殖する特定母樹の種類、 特定母樹を増殖する方法	樹種	○ ○ (例：スギ)								
	種類数	○ 種類 (例：9 種類)								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
	入手先	○○ (例：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター)								
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	○○本	○○本							
	その他 (組織培養等)							(例：組織培養) ○○本	(例：組織培養) ○○本	
繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例：温室)	○○ (例：露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例：苗畑)	○○ (例：苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	その他 (組織培養等)							培養室【組織培養】	培養室【組織培養】	
(2) 母樹を植栽する土地の所在地	採種園	市町村 (郡)		字 (大字)	地番					
	採種園	市町村 (郡)		字 (大字)	地番					
(3) 母樹を植栽する土地の面積	採種園									ha
	採種園									ha
	合計									ha
(4) 植栽する母樹の本数	採種園									本
	採種園									本
	合計									本

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

- (1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を繁殖する方法を記載する。  
 (2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する母樹の配置に関する計画

※設計図を添付する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

- 9種類の特母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。  
 (2種類の特母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。)
- 母樹の植栽間隔は、1.2mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを順次造成。  
 (2種類の特母樹の植栽間隔は、自殖率を下げるために1.6m以上(同一クローン間は5m以上)、樹高は、原則1.2mとし、1ブロック当たり36本の3ブロックを順次造成。また、必要に応じて同一クローン同士の受粉を避けるため、閉鎖資材を設置する。)
- 母樹の植栽本数計216本(72本×3ブロック)  
 (2種類の特母樹の植栽本数計24本(8本×3ブロック))
- 面積計 388.8m<sup>2</sup>(2種類の特母樹で構成の場合416.64m<sup>2</sup>)
- 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【スギミニチュア採種園設計図】

○1ブロック当たりで植栽する母樹 ○ブロックの配置図

特定母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定○○○号	①	7
特定○○○号	②	7
特定○○○号	③	7
特定○○○号	④	8
特定○○○号	⑤	8
特定○○○号	⑥	8
特定○○○号	⑦	9
特定○○○号	⑧	9
特定○○○号	⑨	9

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
2行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
4行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
5行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
7行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
8行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨

○1ブロック当たりで植栽する特定母樹

(2種類の特母樹により採種園を造成する場合)

特定母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定○○○号	①	4
特定○○○号	②	4

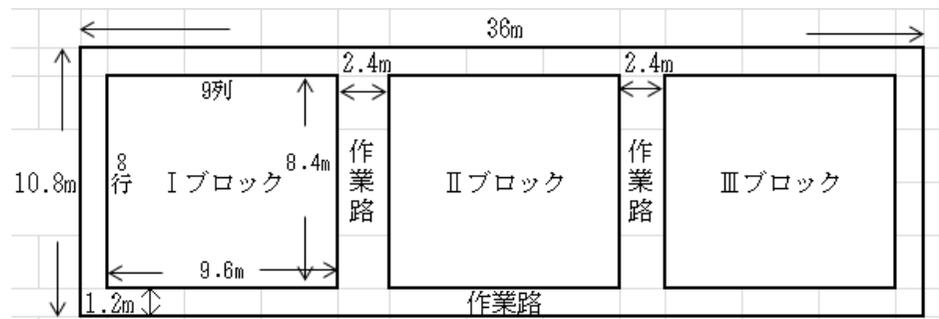
○ブロックの配置図

(2種類の特母樹により採種園を造成する場合)

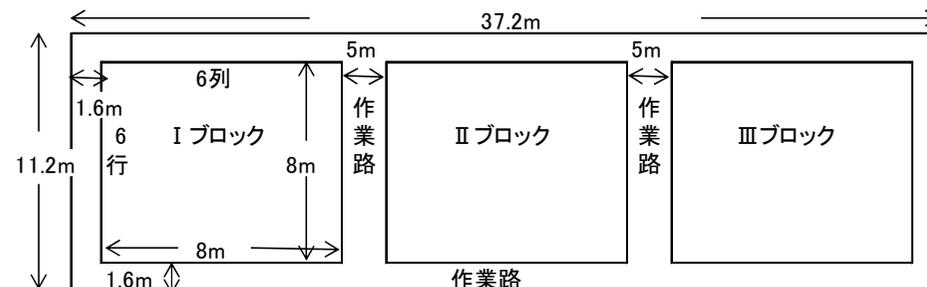
	1列	2列	3列	4列	5列	6列
1行	①	②	●	●	●	●
2行	●	●	●	●	●	●
3行	●	●	●	●	②	①
4行	②	①	●	●	●	●
5行	●	●	●	●	●	●
6行	●	●	●	●	①	②

●については、特定母樹が追加指定となった際に植栽

○スギミニチュア採種園全体の設計図  
 (9種類の特定期母樹により採種園を造成する場合)



○スギミニチュア採種園全体の設計図  
 (2種類の特定期母樹により採種園を造成する場合)



(6) 植栽する母樹の管理に関する計画

※植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度毎の予定を記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

○管理の具体的な計画

①植栽

- ・周囲 500m のスギが植栽されていない場所に、母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、ヒノキを植栽することとする。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

②育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を 100cm とし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を 120cm とする。

④着花促進

- ・着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。

⑤種子の採取

- ・種子の採取は、林業種苗法第 23 条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

⑥整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

⑦採種のサイクル

- ・採種は、ブロック毎に、3年に1度とする。

○植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7
	年度							
Iブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
IIブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
IIIブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-

※ 植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

伐採する森林の所在場所	市町村（郡）	字（大字）	地番	林班	小班	分班
森林所有者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者）・住所						
伐採面積	ha					
伐採樹種						
伐採齢						
伐採の期間						
集材方法	集材路 ・ 架線 ・ その他（ ）					
集材路の予定幅員・延長	幅員		m	延長		m

※伐採する森林の所在場所は、林小分班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

4 増殖母樹から採取する種穂の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先 （事業者名）	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

※配布予定先の事業者が未定な場合は、配布予定の都道府県名を記載する。

※特定苗木を配布する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	市町村（郡）	字（大字）	地番
苗畑面積等			

5 特定増殖事業の実施時期

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8
年度								
母樹の繁殖		→						
植栽予定地の森林の伐採		→	→	→				
母樹の植栽			→	→	→			
母樹の育成			→	→	→	→	→	→
種子の採取							→	
種子の配布							→	→

※特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業種等の種類	予定年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他借入金	その他（補助金等）	

(別記様式3)

特定増殖事業計画認定申請書

令和 年 月 日

島根県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式4)

特定増殖事業計画変更認定申請書

令和 年 月 日

島根県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称  
氏名 及び代表者の氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。